**宗教法人「日本基督教團　　　　教會」規則**

**第 一 章　總　　則**

（名稱）

第 一 條　この教会は、宗教法人法による宗教法人であって｢日本基督教団 　　　教会｣という。

（事務所の所在地）

第 二 條　この宗教法人（以下｢法人｣という。）は、事務所を

に置く。

（包括団体）

第 三 條　この法人の包括団体は、宗教法人「日本基督教団」とする。

（目的）

第 四 條　この法人は日本基督教団の教憲、教規及び同教団の規則の定めるところに従って、ひろくキリストの福音を宣べ傳え、人々をして救の恩寵に與らせ、礼拝、儀式及び行事を行い、信徒を教化育成すると共に、そのために必要なる業務を行うことを目的とする。

（公告の方法）

第 五 條　この法人の公告は、　　　　　　　　　して行う。

**第 二 章　役員その他の機関**

**第 一 節　代表役員 及 責任役員**

（員数）

第 六 條　この法人には　　　人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。

（呼稱）

第 七 條　代表役員を「主任担任教師」といい、その他の責任役員を　　　　　という。

（資格及選任）

第 八 條　代表役員は、日本基督教団の教規の定めるところに従って、日本基督教団の教師のうちから教会總会に於いて選定して申請したものにつき、教区總会議長の承認を経、教団總会議長の同意を得て定めた主任担任教師を以て之に充てる。

２　代表役員以外の責任役員は現住陪餐会員である信徒のうちから教会總会において選任した　　　　　を以て之に充てる。

（任期）

第 九 條　代表役員以外の責任役員の任期は　　　年とする。但し再任を妨げない。

２　代表役員以外の補欠責任役員の任期は前任者の残任期間とする。

３　責任役員は辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでなおその職務を行うものとする。

（代表役員の職務権限）

第 十 條　代表役員は、この法人を代表し、その事務を總理する。

２　代表役員は責任役員会を招集してその議長となる。

（責任役員の職務権限）

第十一條　代表役員以外の責任役員は、代表役員を扶けるものとする。

第十二條　この法人の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は各々平等とする。

（責任役員会の開期）

第十三條　責任役員会は定期会及び臨時会とする。

２　定期会は毎年二回　　月及び　　月に、臨時会は代表役員において必要と認めたとき、又はその他の責任役員三分の一以上から附議すべき事項を示して要求があったときに開く。

**第 二 節　代務者**

（置くべき場合）

第十四條　左の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

一　代表役員又はその他の責任役員が死亡、辞任、任期満了その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかにその後任者を選ぶことが出来ないとき。

二　代表役員又はその他の責任役員が病気、旅行その他の事由に因って三月以上その職務を行うことが出来ないとき。

（資格及び選任）

第十五條　代表役員の代務者は、前條第一号又は第二号に該当するときは、日本基督教団の教規に定めるところに従って、日本基督教団の教師のうちから教会總会において選定して申請したものにつき、教区總会議長の承認を経、教団總会議長の同意を得て定める。

２　代表役員以外の責任役員の代務者は、現住陪餐会員である信徒のうちから責任役員会において選任する。

（職務権限）

第十六條　代務者は代表役員又はその他の責任役員に代って、その職務を行う。

（退職）

第十七條　代務者は、その置くべき事由がやんだときは当然その職を退くものとする。

**第 三 節　仮代表役員及び仮責任役員**

第十八條　代表役員はこの法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては代表役員以外の責任役員は互選によって仮代表役員を選定しなければならない。

２　責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については議決権を有しない。この場合において、議決権を有する責任役員の員数が責任役員の定数の過半数に達しなくなったときには、現住陪餐会員である信徒のうちから教会總会に於て、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選定しなければならない。

**第 三 章　教会總会**

第十九條　教会總会は担任教師及び現住陪餐会員である信徒を以て組織する。

２　教会總会は定期總会及び臨時總会とする。

３　定期總会は毎年一回　　月中に開く。

４　臨時總会は左の各号の一に該当する場合に開く。

一　主任担任教師において臨時緊急の必要があると認めたとき。

二　　　　　　の定数の三分の二以上の要求があったとき。

（議長及び書記）

第二十條　教会總会に議長及び書記各一名を置く。

議長には主任担任教師又はその代務者をもって之に充てる。但し主任担任教師又はその代務者が共に事故あるときは　　　　の中から選挙し、書記は　　　　のうちから選挙する。

（議長の職務）

第二十一條　議長は議場の秩序を維持し議事を整理し、教会總会を代表する。

（處理事項）

第二十二條　教会總会において処理しなければならない事項は左の通りである。

一　教会財産の管理その他の財務に関する事項

二　前年度の業務及び事務報告並に当該年度の事業計画

三　歳入歳出予算及び決算に関する事項

四　教会規則の変更に関する事項

五　公益事業及びその他の事業に関する事項

六　教会の合併、解散に関する事項

七　清算人に関する事項

八　主任担任教師、その代務者その他教師に関する事項

九　その他教会における重要なる事項

第二十三條　教会總会は、議員總数の五分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決することが出来ない。

２　会議の議事は別段の定めあるときの外、出席者の過半数を以て決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

**第 四 章　財　　務**

（資産の区分）

第二十四章　この法人の資産は基本財産及び普通財産とする。

２　基本財産は左の財産について設定する。

一　土地、建物その他の不動産

二　公債、社債その他の有価証券

三　長期保存の目的で積立てた財産

四　基本財産として指定された寄附金

五　教会總会の議を経て基本財産に編入した金品

３　普通財産は基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実、信徒の献金及びその他の収入とする。

（基本財産の設定及び変更）

第二十五條　基本財産の設定若は変更をなさんとするときは、責任役員の定数の三分の二以上の同意と教会總会において議員總数の三分の一以上が出席し、出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

（基本財産の管理）

第二十六條　基本財産たる現金は、不動産若しくは確実な有価証券に替え、確実な銀行に預け、その他適当に管理しなければならない。

（財産の処分等）

第二十七條　左に掲げる行為をしようとするときは、責任役員の定数の三分の二以上の同意と、教会總会において議員總数の三分の一以上が出席し、出席者の三分の二以上の同意を得、教区總会議長の承認を経て、教団總会議長の同意を受けた後、その行為の少くとも一月前に信徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示して、その旨を公告しなければならない。但し第三号から第五号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、もしくは軽微のものであり、又は第五号に掲げる行為が一時の期間にかかわるものである場合は、この限りではない。

一　不動産又は財産目録に掲げる基本財産を処分し、又は担保に供すること

二　借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く）、又は保証をすること

三　主要な境内建物の新築、改築、増築、除却又は著しい模様替えをすること

四　境内地の著しい模様替えをすること

五　主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを教会の主たる目的以外の目的のために供すること

（財産目録の作成）

第二十八條　財産目録は毎会計年度終了後二月以内に前年度末現在によって作成しなければならない。

（経費の支辨）

第二十九條　この法人の経費は普通財産を以て支弁する。

（予算の編成）

第三十條　予算は毎会計年度開始までに編成し、教会總会の承認を得なければならない。

（予算の区分）

第三十一條　予算は経常及び臨時の二部にわけ、各々これを款項(目)に区分して歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない。

（予備費の設定）

第三十二條　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

（予算の追加及び更正）

第三十三條　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは既定予算の追加又は更正をすることができる。

（特別會計の設定）

第三十四條　特別の必要があるときは特別会計を設けることができる。

（決算の作成）

第三十五條　決算は毎会計年度終了後二月以内に作成し、教会總会の承認を得なければならない。

（歳計剰余金及び予算外収入の處置）

第三十六條　歳計に剰余を生じたとき、又は予算外に収入があったときは、これを翌年度の歳入に繰り入れ、又は教会總会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入することができる。

（會計年度）

第三十七條　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始り翌年三月三十一日に終わるものとする。

**第 五 章　補　　則**

（規則の變更、合併及び解散）

第三十八條　この規則を変更しようとするときは教会總会において出席者の三分の二以上の同意を得、教区總会議長の承認を経て、教団總会議長の同意を受けた後、知事の認証を受けなければならない。

この法人が合併又は解散しようとするときもまた同様とする。

（残余財産の帰属）

第三十九條　この法人が解散したときは、その残余財産は、教会總会において出席者の三分の二以上の同意を得、教区總会議長の承認を経て、教団總会議長の同意を受け、日本基督教団、その包括する教会又は公益事業団体にこれを寄附するものとする。

（包括団体の規則の効力)

第四十條　日本基督教団の規則中、この法人に関係がある事項に関する規定はこの法人についても、その効力を有する。

**附　　則**

１　この規則はこの法人の設立登記をした日から施行する。

２　この規則施行の際、現に存する旧宗教法人の主管者及び信徒総代は、それぞれこの規則による主任担任教師及び　　　　とみなす。但しその任期については従前就任の日から起算する。